

保険・年金 フォーカス

生保会社の健全性規制の動向 (1)

保険研究部門 主席研究員 荻原 邦男
(03)3512-1777 ogihara@nli-research.co.jp

保険・年金フォーカスでは、今後、生保会社の健全性規制に関する話題も取り上げていく予定である。今回は、その第一回目として、健全性規制の詳細には立ち入らず、①日米欧の生保会社の健全性規制で現在何が問題となっており、②それはどのような歴史的経緯によるのか、について概観することとしたい。

1—はじめに

1 | 生保会社の健全性規制とは

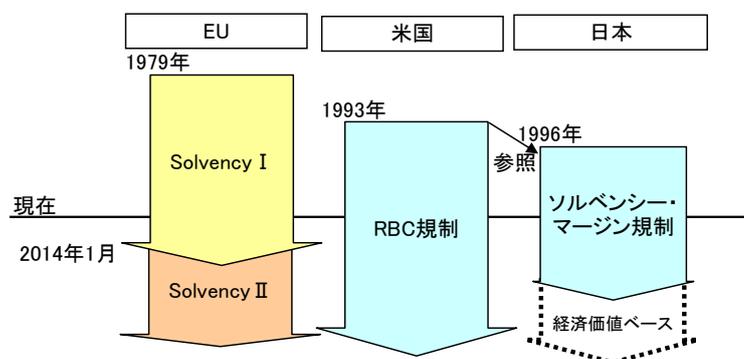
生命保険会社は、通常の支払債務に備えるために「責任準備金」と呼ばれる負債額を評価し、これに見合う資産を保有する。さらに、これを超えて起きると想定されるリスクに備えて、各種の自己資本（ないし広義の資本的項目）を保有している。

これらのリスク評価と、対応する自己資本が適正水準か否かを見るのが、健全性規制の主たる機能である。十分な水準が保持されていない場合にはなんらかの行政措置が施される。こうした考え方は各国で共通しているものである。

2 | これまでの取り組みの概観

最初にソルベンシー規制を実施したのはEUである。

1979年の生保第一次指令の採択により、保険監督における早期警戒システムとして導入された。しかし、リスクの評価は極めて簡便なものであった。つまり、「責任準備金の4%と危険保険金（保険



金額から責任準備金を控除した額)の0.3%の合計額」といった大雑把なものであり、保有資産が何であるかはリスク評価に影響していなかったのである。簡便性は、多数国の合意を必要とすることに由来する。

その後、1992年にカナダが、1993年には米国が、リスク評価をより精緻化した健全性規制を導入した。わが国のソルベンシー・マージン規制は、米国のRBC(Risk Based Capital)方式に倣ったもので、1996年度から実施している。

EUでは、90年代に入り、リスクの高度化・複雑化に伴い、健全性規制に関するEU指令の充実を求める議論が行われ、90年代後半から改定に向けて検討を開始した。欧州委員会は2002年3月にソルベンシー・マージン規制改正を含めた短期的な改正を行うとともに、長期的課題としてソルベンシー規制の抜本的改革実施を正式決定した。以来、すでに10年以上を掛けて検討を続けてきたものが、「ソルベンシーII」であり、2014年1月からのスタートを目標に、最終的な確定作業(実務基準やガイダンスの確定等)に入っている。

2——日米欧の健全性規制の改善に向けた取り組み

1 | EUの健全性規制の現状

上記のとおり、EUはソルベンシーIIを2014年1月から開始すべく検討を進めている。これらの具体的動向については、稿を改めて紹介する予定であるが、現状を概観すると次のとおりである。

- ・ソルベンシーIIに関するEU指令改正案の修正を含む法案(包括的な内容から「オムニバスII」と呼ばれる)に関しては、本年3月21日にEUのECON(金融関係委員会)の投票は通ったものの、EU議会の議決は9月に延期され、関係者による検討が続けられている。
- ・また、改定EU指令を受けた、実務基準などの策定が残されており、今後、欧州委員会、議会、EIOPA(欧州保険・年金監督機構)、業界の交渉が本格化するものと思われる。

今後のタイトなスケジュールから、場合によっては開始が2014年1月よりさらに遅れるのではないかと観測する向きもあるようだ。

2 | 米国の健全性規制の現状

①米国のソルベンシー規制

前述のとおり、米国保険会社のソルベンシー規制は、RBC(Risk Based Capital)規制と呼ばれ、1993年から実施されている。ただ、米国も現状に満足している訳ではなく、改定に向けた動きがある。

米国は基本的に州単位で監督が行われるが、州監督官の横断的組織であるNAIC(米国保険監督官協会)は、SMI(Solvency Modernization Initiative)と呼ぶ委員会を設け、ここ数年、ソルベンシーIIの検討動向も視野に入れながら、ソルベンシー規制等のありかたを検討してきた。これを踏まえる形で、この3月に、今後のソルベンシー規制のありかたに関する白書¹が公表され、意見募集が行わ

¹ “The U.S. National State-Based System of Insurance Financial Regulation and the Solvency Modernization Initiative”

れた。

白書の内容を一言で言えば、米国は、ソルベンシーⅡの後追いはせず、米国は米国の道を行くというものであった。すなわち、

- ・基本的には、RBC規制を存置し、これを充実させる方向とする。
- ・従来不十分であったリスク間の相関の精度アップや、従来対象となっていなかった巨大災害リスクやオペレーショナルリスクの取り込みなどについては、早急に対応を図っていく。

というものである。

②ORSAへの取り組み

その一方で、米国は、ORSA(Own Risk and Solvency Assessment)と呼ばれるリスクとソルベンシーの自己評価制度の導入を決めている。

ORSAは、IAIS(保険監督官国際機構)が定めた保険コアプリンシプルにおいて実施が求められているERM(Enterprise Risk Management)の部品のひとつである。こうした動向も考慮し、ORSAの実施は不可欠と判断されたものであろう。現在、詳細内容について検討が続けられている。米国のORSAへの取り組みに注目する理由は次のとおりである。

- (a)米国の監督規制は基本的にルール・ベース(細則主義)の色彩が強いものであった。こうしたプリンシプル・ベース(原則主義)の規制になじまない部分が多く、今後どのように運営がなされるのか注目される。
- (b)リスクの自己評価は、つまるところソルベンシーⅡにおける経済価値的評価につながるもので、こうした評価に批判的な関係者の発言も見られるところから、上記の基本的スタンス(従前路線の踏襲)とどのように併存していくのか注目される。
- (c)どの国にも共通するが、ORSAの実施は民間だけでなく、監督サイドに相当な資源が必要になるものと考えられ、米国がどのように対応するかも焦点のひとつである。

3 | わが国の健全性規制の現状

わが国は、1996年度に米国の制度を参考にしつつソルベンシー・マージン規制を導入し、その後、微修正を加えてきたが、2011年度決算において、リスク係数の見直しを始めとする改定を正式に実施した。これは、ソルベンシー・マージン規制の「短期的対応」と呼ばれる。これと並行して、ソルベンシーⅡと同様の経済価値ベースの考え方に立脚した方式に変更する、いわゆる「中期的対応」と呼ばれるものを現在検討中である。具体的には、金融庁は、日本アクチュアリー会および損害保険料率算出機構等と連携しつつ、中期的対応の在り方に関して検討を続けている。今後、次のステップに向かう方針が示されるものと考えられるが、IASB(国際会計基準審議会)における保険契約会計の検討が遅れていることや、米国の健全性規制の動向などを踏まえると、詳細を定めるまでにはもう少し時日を要するものと想像される。

http://www.naic.org/documents/committees_e_isftf_exposures_national_state-based_system_insurance_financial_regulation_smi.pdf

3—今後の注目点

①わが国の経済価値ベースリスク評価の検討

従来、経済価値ベースのリスク・ソルベンシー評価を目標としてきているが、EUや米国における最近の動向を踏まえて、その方向性について更なる検討が必要かも知れない。また、具体的な実務基準を決定するまでには検討すべき事項が多いものと考えられる。

②ソルベンシーIIは円滑なスタートを切れるか

2014年1月にスタートの予定であるが、それに向けたスケジュールは極めてタイトのようである。法律の整備にとどまらず、実務基準や、監督に関するガイダンス等は確定していない。また、内部モデル(と呼ばれる、各社の実態をより反映させるため、一定の制限の中で各社の裁量を認める方式)への対応とその認可など、英国など一部を除き各国にとっては未経験の事項である。さらに、保険会社の実務対応のみならず監督側が適切に対応していけるのかも同時に問われており、今後の動向に注目される。

③EUソルベンシーIIがEU以外の諸国に与える影響

EUソルベンシーIIは先端的であるものの、複雑化し過ぎており、コスト負担が過大であるとの批判も高まりつつあるが、本格的な評価は実施後になろう。現在注目されているのは、「同等性評価」の行方であろう。

「同等性評価」とは、EU域外に本拠を置く企業がEU内で保険事業を運営する場合、本拠の存在する国の規制がソルベンシーIIと同等であることを求めるというものである。健全性規制がともすると業務規制になりうる可能性を持っている。わが国の健全性規制について、部分的ではあるがEUによる評価が行われ、正式ではないものの、ほぼ同等との評価を受けている。米国については評価そのものが未実施で、今後の動きに注目が必要である。NAICの幹部は、「ソルベンシーIIは紙の上での計画である。これに関して同等性を議論しても意味がない。米国は90年代から実施しており、長年のデータの蓄積がある」といった発言も行っており、同等性評価を巡る動向が注目される。

以上